

## 第Ⅱ章 プロジェクト基盤整備事業

### 1. 目的

#### 1) モデルインフラ整備事業

農林業協力プロジェクトは、開発途上国の協力要請に基づき、これまで東南アジア地域を中心として開発途上地域において数多く実施されてきたところであるが、近年、途上国の要請内容も大規模な農林業基盤整備あるいは地域開発分野にまで及び、これに伴って相手国が負担すべきローカルコストが次第に増大する結果となった。これに対し事業団では相手国の財政事情等を勘案し、ローカルコストの負担軽減を図るべく、派遣専門家の現地活動に要する経費（現地業務費及び現地研究費等）、プロジェクト運営に必要となるほ場及びかんがい排水施設等の応急復旧等に要する経費（応急対策費）及び相手国カウンターパートの現地活動に要する経費（貧国対策費）等の支給を行っているものの、本来、技術協力とは相手国の自助努力を支援するところにその目的を置くものである以上、プロジェクト運営に伴う経費は基本的には相手国にて負担させるべきことを前提としている。

したがって、前述のような方法により相手国のローカルコストの一部肩替り負担を行うことによつて、相手国側の負担をある程度軽減することに役立っていることは確かであるが、最近の農林業プロジェクトに見られるように、プロジェクト発足に当り、通常相手国が準備すべき土地、建物のほかには場整備（開墾、水路農道等の建設、区画整理、均平等）、かんがい排水施設、試験林等及びこれに附帯して必要な道路、防災施設等のインフラ・ストラクチャーの整備（以下「インフラ整備」という。）が必要となる場合が多く、このため相手国の負担が巨額にのぼり、前述の現地業務費等の支給程度では事実上、相手国のローカルコストの軽減に十分効果を発揮しているとはいへない状況になりつつあり、ひいてはプロジェクトの円滑な運営に重大な支障を生じる恐れすらある。

例えば、協力効果の早期発現を図るため、プロジェクト運営に必要不可欠となるインフラ整備をプロジェクト発足の初期段階に措置すべき必要があるにも拘わらず、相手国自身の財政のひっ迫による初期資金の欠乏が原因して協力活動の拠点ともなるべき試験、訓練あるいは展示ほ場等のインフラ整備が当初計画より大幅に遅延していることが散見される。これが結果として派遣専門家の活動の場の提供を遅らせ、プロジェクトの円滑な運営を阻害する要因の一つとなっていることも否定できない。

また、これとは逆に、相手国がわが国の技術協力を受入れるがため、独自で協力活動の拠点（換言すれば「技術移転の場」といえる。）の整備を行った場合、往々にして、その「技術移転の場」の整備それ自体が、技術的に不完全であるがために、本来それが有すべき十分な機能を備えることなく、逆に技術協力の効果的な実施の障害となる場合すら起りうる。

かかる状況に鑑み、技術協力の実施の初期段階においてインフラ整備を不可欠とするプロジェクトについては、派遣専門家がカウンターパートを直接指導する場として、プロジェクト運営の核ともなるべき試験あるいは訓練は場、試験、演習林等の基礎的施設を、派遣専門家の技術指導を通して、わが国の技術協力の一環として整備することにより、農林業プロジェクトの早期実施を促進して、併せてその施設の協力地区内外への展示効果とともに協力の効率化を図るため、相手国の財政事情のいかんによっては、これらインフラ整備に必要な経費の負担をわが国が肩替りすることができるよう昭和52年から「モデルインフラ整備費」が措置されるに至った。これにより、今日までプロジェクト運営の一つの隘路ともなっていた、必要不可欠であるインフラ整備が、例え部分的にしる、わが国主導型により実施できる制度が確立されることになった。

## 2) パイロットインフラ整備事業

農林業協力プロジェクトにおいては、従来のセンター方式的協力に見られるように拠点重点主義の協力方式では、技術移転されるべき改良農業技術等が相手国政府の中枢機関（政府関係機関）に集積されたまま、農民等末端にまで円滑に伝達されにくい状況に鑑み、農民レベルの改良農業技術の移転の効果的手段として改良技術の現地適用、導入、演示並びに実践を目的としたパイロット・ファーム等を改良技術の普及対象地域内に造成・整備するプログラムを取り入れた協力方式が採られてきた。

この方式は、改良農業技術等の定着の場の条件整備として、ほ場等の基盤整備と生産組織及び普及組織等のサポーティング・システムとを一体的に完備することにより、協力効果の実効を高め、改良技術の定着化を図るとともに地域開発にも大いに貢献するものとして評価されている。

しかしながら、パイロット・ファーム等の基盤整備には、多額のローカル・コストを必要とする面もあり、開発途上国の属性として財政事情が好ましい状態にない場合が多く、適切な協力計画が立案されても、相手国政府の予算措置等その実施面の制約条件によって、計画の進捗が大幅に遅延あるいは所期の目的が達成されにくい状況を惹起している。

かかる状況に鑑みて、農林業協力事業費においては、昭和52年度からプロジェクトの発足の初期段階において、必要となる改良農業技術等の開発及び技術者の育成を目的とした試験的なモデル圃場等の基礎的なインフラ施設に関し、特に相手国の財政上の理由等により早急に整備しえない場合には、わが国が相手国に代ってローカル・コストを肩替り負担することにより実施できるよう、モデルインフラ整備費の予算措置がなされるに至り、プロジェクト協力の円滑な実施を図る上で極めて大きな効果を発揮している。

ところが、このモデルインフラ整備事業の対象となる施設は、小規模かつ高整備のモデル的基盤整備に限られており、これが前述の農民等のレベルへの技術移転を目途とする外延的な普及拡大には直結しない。

すなわち、農民等のレベルへの改良農業技術等の普及拡大に寄するためには、少なくとも地域農業の生産組織及び普及組織を最小単位とし、かつ地域の実情に即し、外延的拡大が可能となる整備内容を目標とした地域的広がりをもつ一定規模のほ場等の基盤整備を行うとともにサポート・システムの整備をも一体的に実施するパイロット的かつ総合的な生産基盤の整備を取り入れた協力方式が不可欠である。

したがって、かような協力計画の円滑が実施と協力効果の早期発現を図るため、相手国の財政事情の逼迫をも勘案し、特に必要とする場合には、わが国のローカル・コストの肩替り負担により、これら基盤の整備を早期かつ効果的に実施することができるよう、昭和54年度から「パイロット・インフラ整備費」が措置されることとなった。

以上2つの整備事業を「プロジェクト基盤整備事業」と総称しており、これらの整備費の充実によってプロジェクト運営に必要とされる基盤整備が円滑化されるに至っている。

## 2. 事業実施

### 1) 経緯

#### (1) モデルインフラ整備事業

昭和52年度予算で新規に措置されたモデルインフラ整備費の支出に当り、当該整備事業の実施方法について関係海外事務所長及びプロジェクトリーダーの意見を参考に事業団関係部において、予算要求の趣旨を踏まえて、検討が行われるとともに外務省及び農林水産省との協議が重ねられ、昭和53年2月1日付国協達第1号により「モデルインフラ整備実施要綱」が制定された。

同要綱に基づく当該整備事業の実施に当っては、同要綱の運用方針及び海外における請負工事の契約締結、監督、検査等の要領、手続を規定化する必要があるが、事業団自体これまで、海外においてこの種の工事を自らが施行主体となって実施した経験がないため、当分の間は国内の諸官庁等が行う公共事業における諸規定を参考にしつつ実施することとした。

#### (2) パイロットインフラ整備事業

パイロットインフラ整備事業は昭和54年度に予算措置がなされ、予算成立後その実施方法についての検討が行われた。パイロットインフラ整備は目的、規模については、モデ

ルインフラ整備とは異なるもののその他の点においては殆ど同じであることから、従来のモデルインフラ整備実施要綱にパイロットインフラ整備を含めた内容に改正し、名称もプロジェクト基盤整備実施要綱に改めて制定し、モデルインフラ整備の実施方法を踏襲する予定であった。改正に当たって行われた外務省との協議の過程で外務省から新たに提起された問題は、モデルインフラ整備費及びパイロットインフラ整備費は現地業務費及び現地研究費等のローカルコスト負担とは本質的に異なるものであるため、専門家派遣、機材供与、及び研修員受入れと同じく両整備事業の実施に当たっては別途国際約束を締結する必要があるのではないかというものであった。即ち、これまで現地業務費等のローカルコスト負担は日本人専門家の現地業務に係る経費であって、しかも少額であり、件数が少なかったりしたため専門家派遣に関する国際約束で手当されるとの考え方に基づいて、別途に国際約束を締結することなく、JICAの内規に従って処理されてきたが、モデルインフラ整備費及びパイロットインフラ整備費は1件当りの負担額が高額（56年度予算において、モデルインフラ整備費実行予算は1件当たり平均18,600千円、同じくパイロットインフラ整備費は57,300千円）となっているためこれを専門家派遣に付随する業務として説明することは困難となっていること、又、事業団法21条（JICAは条約その他の国際約束に基づいて技術協力を行う）の解釈との関係からも両整備事業の実施については別途の国際約束の締結が必要であること、又、同時に討議議事録（R/D）にプロジェクト基盤整備事業実施に関する事項が記載されていない場合にはR/Dの修正を行う必要があるというものであった。これに対して、JICAは、52年度からモデルインフラ整備事業をモデルインフラ整備実施要綱に基づいて実施してきたことと、国際約束の締結及びR/Dの修正には多大の時間がかかり、事業の年度内実施を困難にする恐れのあること、又、専門家派遣に係る経費から支給される専門家に付随する経費であることが主張された。

協議の結果は、モデルインフラ整備費、パイロットインフラ整備費及び中堅技術者養成対策費（普及面に重点を置くプロジェクトの効果的技術移転普及を促進するために54年度に措置された費目）の予算支出に当たっては相手国との間で口上書による国際約束が締結されなければならないというものであった。JICAは協議の結果を踏まえて、モデルインフラ整備実施要綱はパイロットインフラ整備とモデルインフラ整備を含めた内容をもって、昭和54年7月2日付国協達第33号により「プロジェクト基盤整備実施要綱として改正された。

2) プロジェクト基盤整備実施要綱

プロジェクト基盤整備実施要綱

昭和53年2月1日

国協達第1号

改正 昭和54年7月2日国協達第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が行うプロジェクト基盤整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備とパイロットインフラストラクチャー整備に係る工事費及び工事諸費をいう。

2 モデルインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであって、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設の整備をいう。

3 パイロットインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設の整備をいう。

(要件)

第3条 モデルインフラストラクチャー整備(以下「モデルインフラ整備」という。)及びパイロットインフラストラクチャー整備(以下「パイロットインフラ整備」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

(1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。

(2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。

(3) モデルインフラ整備の場合にあつては、カウンター・パートの訓練、技術の試験演示等専門家の活動の拠点となるものであると認められ、パイロットインフラ整備の場合にあつ

ては、地域農民等への改良技術の普及及びモデル的生産組織、普及組織の育成等普及活動の拠点となるものであると認められること。

(申請)

第4条 モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業(以下「整備事業」という。)の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあっては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2 海外事務所長等は、申請に当たって、当該整備事業に関し、相手国政府及び専門家と調整を行うものとする。

3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 相手国政府等の要望書
- (2) 経費概算見積書
- (3) 工事設計書
- (4) その他総裁が必要と認める書類

(認定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3号の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合はこれを認定し、当該整備事業に係るプロジェクト基盤整備費の額を予算の範囲内で決定し、海外事務所長等に通知するものとする。

(支給及び会計事務処理)

第6条 プロジェクト基盤整備費は、契約担当役又は会計役(「役職員以外の者に会計役を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号)に基づき会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下「契約担当役等」という。)に示達し、又は資金前渡するものとする。

2 会計役は、プロジェクト基盤整備費の支給を受けた場合は、当該資金に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検査等)

第7条 契約担当役等は、整備事業に係る工事等の実施に当たっては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2 総裁は、前項に規定する契約担当役等の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の契約担当役等に随時報告を行い、契約担当役等の指示を受けるものとする。

( 役職員等の派遣 )

第 8 条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等に当たらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。

( 報告 )

第 9 条 契約担当役等は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜契約担当役等に報告を求めることができる。

( その他 )

第 10 条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、契約担当役等は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところ異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 ( 昭和 54 年 7 月 2 日国協達第 33 号 )

この達は、昭和 54 年 7 月 2 日から施行する。

プロジェクト基盤整備実施要綱の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和57年12月14日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

国協達第31号

プロジェクト基盤整備実施要綱の一部を改正する達

プロジェクト基盤整備実施要綱（昭和53年国協達第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項及び第3項を次のように改める。

2. モデルインフラストラクチャー整備とは、プロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となる次に掲げるインフラストラクチャーの整備をいう。
  - (1) 農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業における試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設
  - (2) 保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業における試験浄化槽、試験井戸、試験検査場等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設
3. パイロットインフラストラクチャー整備とは、プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、パイロット的な基盤となる次に掲げるインフラストラクチャーの整備をいう。
  - (1) 農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業における改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、圃場、草地、森林、水産増殖、飼育池等の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設
  - (2) 保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業における保健衛生技術の地域住民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、ヘルスポスト、検査実験場の整備及び造成並びに、これらに関連する附帯施設

第3条第1項第3号中「地域農民等への改良技術」の次に「あるいは地域住民等への保健衛生技術」を加える。

附 則

この達は、制定の日から施行し昭和57年4月1日から適用する。



昭和58年1月25日

関係部長 殿

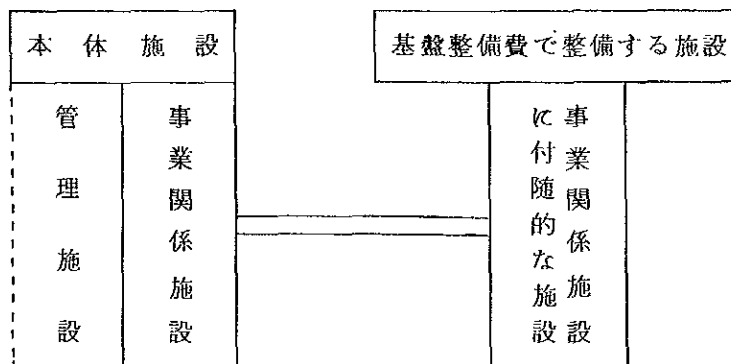
企画部長

プロジェクト基盤整備実施要綱の運用のあり方について（通知）

昭和57年度において人口・家族計画協力費に（目）プロジェクト基盤整備費が認められたことに伴い「プロジェクト基盤整備実施要綱」（昭和53年国協達第1号）の一部改正（昭和57年国協達第31号）を行ったが、今回の改正により本基盤整備費で建物等の施設を建設する場合の本プロジェクト基盤整備実施要綱の運用にあたっては、下記の点につき十分留意ありたい。

記

1. プロジェクト基盤整備費により建物を建設する場合には、原則として一事業あたり5,000万円を越えないものとする。
2. プロジェクト基盤整備費による建物の建設は、技術協力を円滑に進めるために必要な専門家の技術移転活動の技術拠点となる施設又は技術普及に最低限必要な施設であって、プロジェクト目的達成のために本体施設を補完し、より効果的な技術指導、普及活動を促進するための付随的な施設であるものに限定されるものであって、本来、本体施設に含まれるべき次の管理施設は含まないものとする。（下図参照）
  - (1) 事務室（職員の管理、事務の管理等行政事務を扱う施設）
  - (2) 会議室
  - (3) 宿泊施設
  - (4) その他管理施設に附帯する施設



（プロジェクト基盤整備実施要綱の解説）

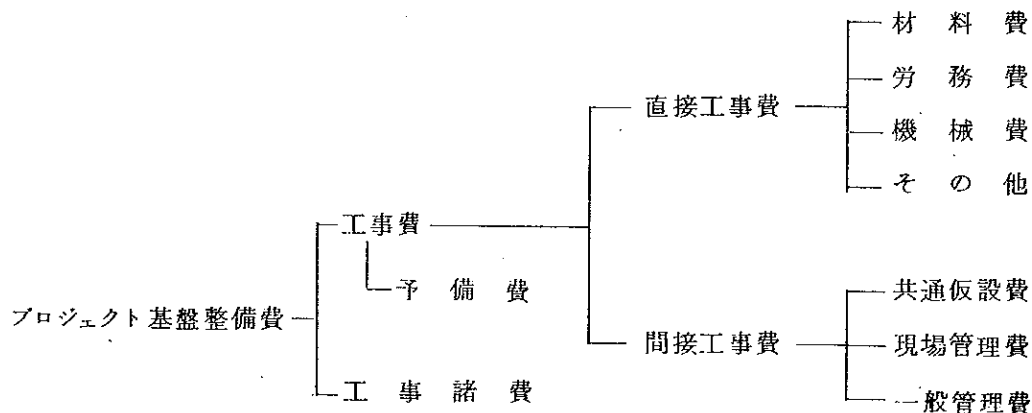
要綱の作成過程において関係者間で意見交換された内容およびこれまでのモデルインフラ整備事業の実施経験を基礎に今後の当該事業の実施に資するため同要綱の解説を付け加えておく。

(1) プロジェクト基盤整備費

第2条中、「プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備………工事費及び工事諸費をいう。」とあるように、プロジェクト基盤整備は52年度から実施しているモデルインフラ整備とパイロットインフラ整備の2事業を対象としており、プロジェクト基盤整備費は各事業の実施に当って必要とする工事費及び工事諸費から構成されている。

改正前の「モデルインフラ整備実施要綱」においては「…整備に係る費用をいう。」とされ、費用の内容は具体的に示されていなかった。実施中のモデルインフラ整備工事の殆んどがJICAの会計役を発注者とする請負工事であったこと及び54年度から実施予定のパイロットインフラ整備工事も請負工事を前提としていること、JICA事務所長（又は会計役）が工事発注にあたって要する諸経費がこれまで欠如していたこと、又、プロジェクト基盤整備事業を無償協力による工事と明確に区分する必要もあったことから、「工事費及び工事諸費」に改正された。

要綱でいうプロジェクト基盤整備費は、その構成を例示すれば次のとおりである。



要綱でいう工事費とは、請負業者が工事の実施に当って必要とする経費が含まれている。

又、工事諸費はJICA事務所長（JICA事務所の存在しない所にあつては委任された会計役）が工事発注するにあたって必要となる工事設計書、仕様書及び契約書の作成及び施工監理に要する経費であつて、これには(a)備入費、(b)調査費、(c)資料作成費、(d)連絡旅費、(e)謝金、(f)その他（印紙料等）が含まれる。

## (2) モデルインフラ整備事業の定義

要綱第2条第2項中に「モデルインフラストラクチャー整備とは…モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであって、試験圃場、試験林、苗圃、化槽等及びこれらに関連する必要最少限度の附帯施設の整備をいう。」とあり、ここでいう「等」とは旧要綱(案)段階で具体的に「訓練圃場、展示圃場、苗畑、採種圃、演示放牧場、演示林、養魚試験池等」と表現されていたものが、とりまとめ整理の上「等」と一括されたものであり、これらの具体的種目は少なくともモデルインフラ整備事業の対象に含まれていると解釈して差しつかえない。

また「必要最少限の附帯施設」とは、連絡道路、導水路、堤防、貯水池、取水施設等が含まれているが、ポンプ場上屋等、特に不可欠と認められる場合は、建物も含まれる。

## (3) パイロットインフラ整備事業の定義

要綱第2条第3項には「パイロットインフラストラクチャー整備とは、…プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであって、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関する附帯施設の整備をいう。」とある。

モデルインフラ整備事業が試験ほ場等を整備造成し、派遣専門家が改良技術の試験、展示、演示等を通じてカウンターパートの訓練等を行える場を提供するものであるのに対して、パイロットインフラ整備事業は試験ほ場等で適用性の確認された改良技術を地域の農民等への普及及び定着させるための場を整備・造成しようとするものである。従って整備地区の取り方は、技術の普及、定着を考慮した、ある広がりをもつことが望ましく、例えば村落共同体とか、1つの普及組織とか生産組織等が考えられる。

また「附帯施設」とは前述(2)モデルインフラ整備事業の定義に示されている考え方によるものとする。

## (4) 事業の採択要件

要綱第3条要件(1)は「相手国政府又はそれに準ずるものからの要望があるものであって、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること」とあり、相手国政府のプロジェクト責任者から当該整備事業の実施について事前了解及び財政上の事情による事業団への経費負担の要請をその内容に含む要望書(要綱第4条第3項の申請書の添付書類の一部となる)の提出を受けなければならないこととしている。

要件(2)に関しては、モデルインフラ整備事業の場合は、原則としてプロジェクト発足期にパイロットインフラ整備事業の場合は、モデルインフラ整備事業実施後又はプロジェクト発

足後本格的協力段階あるいはそれへの移行期に実施することとしている。

要件(3)に関しては、モデルインフラ整備事業の場合は、本格的協力の先がけ、カウンターパートの養成及び訓練の場となり得る施設を日本側によるローカルコストの100%負担（但し、用地買収費等は除く）によって、整備することを前提としている。パイロットインフラ整備事業の場合には、日本側によるローカルコストの一部負担及び派遣専門家の技術指導によって普及活動の場となる施設の整備・造成を行うこととしており、実施にあたっては相手国実施機関の積極的な協力を得るものとしている。相手国実施機関の協力内容については、具体的な形ではないが、JICAが所要経費の全額を負担せずに、相手国実施機関も負担をすべきこととしている。

負担率等については特に定めてなく、ケース・バイ・ケースで対処せざるを得ないが、方法としては整備内容、JICA及び相手国実施機関の予算措置状況等によって費用割、工種割、区域割等が考えられるが、工事の実施を困難にするような方式は避けるべきである。

#### (5) 事業の申請

要綱第4条第1項において「モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業（以下「整備事業」という。）の申請は、海外事務所長（海外事務所が存在しない国においては当該プロジェクトの専門家。……）が行うものとする。」とあるが、ここでいう当該プロジェクトの専門家とは、要綱第6条の会計役に委任される者と同一人であることを前提としており、当該専門家の人選等の手続については第6条の解説を参照されたい。

#### (6) 事業の認定

総裁は海外事務所長等から申請のあった事業について申請の内容が第3条の要件(1)～(3)の各号に該当するか否かを審査したうえ事業の認定及び支出予算額を予算の範囲内で決定する。

認定及び決定にあたっては事前に事業担当部は審査結果を踏まえ、実施計画書（案）を作成し、外務省と協議を行う。

事業担当部長は海外事務所長等に対して事業の認定及び予算額を通知するとともに海外事務所長等に代って送金に係る手続きを行う。

#### (7) 支給及び会計事務処理

要綱第6条第1項に規定されているように、当該整備費は契約担当役に対し示達又は会計役に対し前渡資金として支給され、契約担当役等によって当該整備事業に係る工事請負契約の締結、監督検査及び契約金額の支払い等が行われることとなっている。

したがって契約担当役等が当該整備事業の執行責任者といふことができる。

派遣専門家に会計役の業務を委任する場合には当該プロジェクト・リーダーと協議するとともに委任予定者の同意を得ることは勿論のこと、当該委任予定者の所属先の意向を斟酌し、慎重に行わなければならないとしている。

特にこの会計役の委任に関しては、要綱作成段階において関係各省及び事業団関係部と協議した際、重要事項として論議した経緯もあり、この点十分留意する必要がある。例えば、専門家の所属先側の意見として「本来、派遣専門家とは技術指導の任を委嘱された者であり、当然事業団自身が行うべき会計役の任を委嘱されるべき者ではない」との基本的な考え方があることをここで付け加えておく。

#### (8) 契約担当役等の業務の一部委任

前項(7)にて記述した通り、当該整備事業に係る契約担当役等の業務には、示達又は前渡資金の管理、工事請負契約の締結、工事の監督及び検査、並びに契約金額の支払い等があるが、これら契約担当役等の業務の一部についてのみ当該プロジェクト専門家に委任する場合を要綱第7条第2項で規定している。例えば、当該整備事業の施工場所（当該プロジェクト実施地域）が海外事務所所在地と著しく遠隔である場合であり、かつ、特に総裁が必要と認めた場合については主として当該プロジェクト実施地域で行われる工事の監督及び検査等の業務を当該プロジェクト専門家に委任することができる。

勿論この場合においても、前項(7)契約担当役等の業務の全部を委任する場合と同様に「会計役の業務の委任を受ける者」の委任に係る手続を行うことになる。

#### (9) 役職員の派遣

要綱第8条中の「……総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ……ることができるものとする。」とは、海外事務所が設置されていない国、又は海外事務所が設置されていても、事務所長が不在である場合等で、かつ、他に会計役の業務を委任すべき適当な者が存在しない場合については、事業団は、事業団役職員を当該整備事業の実施期間の全部又は一部期間に限って、会計役として現地に派遣することができる旨、規定されているものであり、特に必要と認められる場合はこのように役職員の派遣により一連の会計役の業務が遂行されるよう規定化されているものの、「期間を限って……、契約行為等を行わしめ」と強調されているように、一般的には契約締結時あるいは完了検査並びに契約金額の支払い時等、必要により一時的に派遣される。

#### (10) 契約担当役等の補助者の任命（または委嘱）

要綱第8条中の「専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理，監督，検査等にあたらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。」とは，契約担当役（原則として海外事務所長，あるいは，前項(7)または(8)によりその業務を当該プロジェクト専門家に委任される場合も含む）が契約担当役等の業務の全てを遂行するのが困難と判断され，かつ，当該プロジェクト専門家に契約担当役等の業務の一部委任あるいは，契約担当役等の業務の補助を期待することができない場合，当該業務の遂行に当り，契約担当役等を補助できる能力を有する専門家（通常，短期専門家）を別途派遣することができる。

具体例としては，会計業務は海外事務所長が行うが，当該プロジェクト専門家には，現地で行われるべき工事の監督及び検査等，施工管理上の経験と技術を要求される業務に対応できる者がいないとき，施工監理専門家を当該プロジェクトに派遣する場合はこれに該当する。

このように事業団役員以外の者を専門家として派遣する場合は，施工監理等の技術指導に関し，コンサルタント等の中で契約を締結する場合には，その旨契約書に記載する。

他方，当該プロジェクトに業務調整員等，経理事務等の遂行に必要な専門家が派遣されていないため，事業団職員を当該整備事業の実施期間に限って，契約担当役等の補助者（主として経理事務面の補助）として派遣することも考えられ，この場合は総裁の任命により行うこととなる。

「監督職員及び検査職員の任命について」（昭和55年6月17日通達（経）第32号）

### 3) 実施手順

要綱等をもとに実施の手順をまとめると以下のとおりとなる。

#### (1) 申請書の提出（海外事務所長等→事業団総裁）

海外事務所長等は，申請書作成要領に基づき，申請書の作成を行う。ただし，申請書附属書類として工事設計書，経費概算見積書等を添付することになっており，これらの書類の作成は派遣専門家の協力により行う。

なお，海外事務所が存在しない国にあっては，申請書の提出と同時に会計役の業務の委任申請手続を派遣専門家から事業主管部長に行い，事業主管部長は検討の上，会計役の業務を委任する者に対して，総裁名による委嘱状の交付を行う。

#### (2) 申請書の審査及び実施計画書の作成（事業団事業主管部長）

受理した申請書を，要綱等との照合の上，審査し，予算額の範囲内で実施計画書（案）を作成する。

#### (3) 実施協議（事業団→外務省）

実施計画書（案）に基づき，外務省と協議する。

(4) 執行承認（外務省→事業団）

外務省は協議結果を事業団に指示する。

(5) 事業認定（事業団主管部長）

事業主管部長は外務省との協議結果を受けて事業認定を行う。

(6) 実施方針の通知及び決定額の送金（事業主管部長）

事業主管部長は海外事務所長等に対し、工事内容及び工事金額の通知を行うとともに海外契約担当役及び会計役に代って実行計画書及び前渡資金通知申請書をそれぞれ総裁及び契約担当役に提出する。実行計画書を受けた総裁は海外契約担当役に対し実施計画予算を示達し、一方、前渡資金通知申請書を受けた本部契約担当役は、海外会計役に対し前渡資金を通知する。

(7) 工事の実施（契約担当役等）

事業主管部長からの工事内容及び支給額の通知を受けて、契約担当役等は工事請負契約書（案）、工事仕様書、設計図等工事請負契約に必要な書類の作成を、派遣専門家の協力を得て行うとともに、相手国政府機関等と協議の上、契約予定業者の選定を行った上、現場説明、入札、契約予定業者との契約金額等に関する協議を経て、工事請負契約の締結を行い、工事に着手する。

なお、工事の実施に当り、契約担当役等の業務の一部である工事の監督及び検査等の業務を派遣専門家に委任、あるいは、当該業務に係る契約担当役等の補助者を派遣専門家、（別途、短期専門家を派遣する場合も含む）に委託する必要がある場合、契約担当役等は所定の手続を行うこととする。

(8) 工事の完了及び報告（契約担当役等）

工事請負業者から工事の完了報告を受けると、契約担当役等は速かに当該工事の検査を行い、契約書、仕様書及び設計図等に基づき、工事の出来高を確認の上、工事請負業者に契約金額の支払いを行うとともに、検査調査を作成し、完了報告書と併せて事業団（前者は契約担当役、後者は総裁あて）に提出する。

#### 4) 国際約束

##### (1) 討議議事録 ( R / D ) の追加又は修正

プロジェクト基盤整備事業の実施が R / D に記載されている場合には R / D の追加は不必要であるが、R / D 署名時、その実施が明記されていない場合は当該事業の実施に先立って、海外事務所長 ( 海外事務所のない国にあっては当該プロジェクトのリーダー ) は相手国実施機関の長又は当該プロジェクトの責任者と協議のうえ R / D の追加又は修正をする。

なお追加又は修正 R / D 案については J I C A 本部にて関係機関との協議を経て作成することとしている。

##### (2) 口上書交換

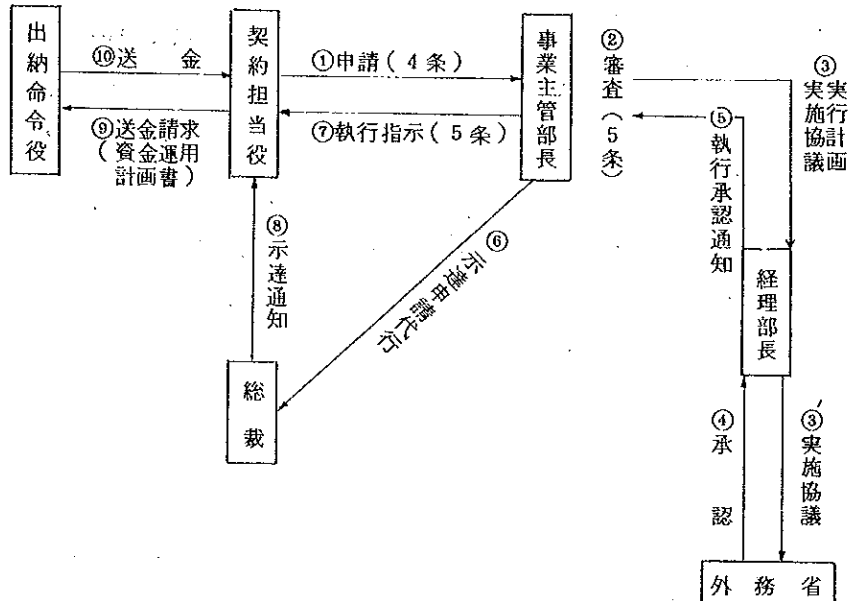
経緯で述べたごとく、プロジェクト基盤整備事業の実施に先立って、相手国との間で口上書による国際約束の締結が必要である。

口上書の交換は在外公館と相手国外務省との間で行うものであるが、プロジェクト基盤整備事業の実施計画確定後手続が進められる。J I C A が相手国において当該事業の工事を実施するにあたっては口上書の交換が完了していなければならないため、口上書交換に要する期間を勘案して、当該事業の円滑なる実施を図るようこれらの必要手続は前広にすすめておくことが重要である。



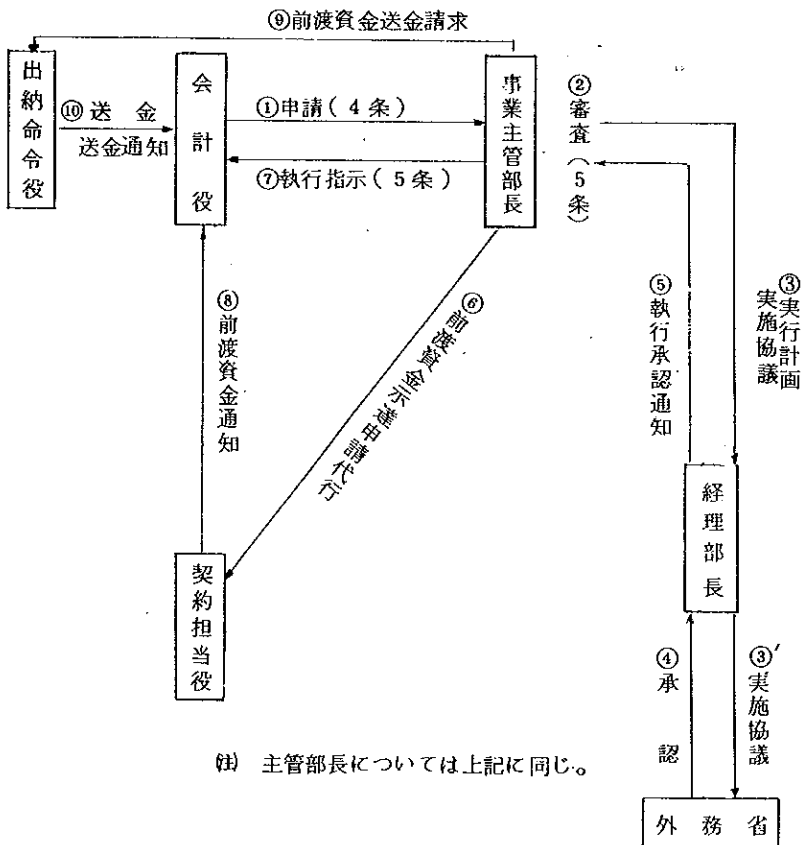
プロジェクト基盤整備費の経理事務フローチャート

海外事務所長が契約担当役の場合



(注) 事業主管部長とは農業プロジェクトにあつては農業開発協力部長，林業及び水産業プロジェクトにあつては林業水産開発協力部長のことである。

海外事務所長等が会計役の場合



(注) 主管部長については上記に同じ。

(3) ローカルコスト負担事業の進め方について

昭和55年2月1日  
農林業計画調査部  
農業開発協力部  
林業開発協力部

昭和54年11月8日付外務省経済協力局技術協力第2課「ローカルコスト負担事業に係る国際約束について（考え方と今後の対処方針）」に基づき、農林水産業協力をに係るローカルコスト負担事業の円滑なる実施を図るため、下記の手順により当該事業をとり進めるものとする。

記

1. 対象となる事業

- (1) モデルインフラ整備事業                      (2) パイロットインフラ整備事業  
(3) 中堅技術者養成協力事業

2. 実施手順

- (1) 外務省及びJICAの当該年度予算又は実施計画が確定した後、外務省は在外公館を通じローカルコスト負担事業の実施について、相手国政府との間で口上書を交換する。
- (2) 当該事業の実施がJICAと相手国実施機関との間の協力R/Dに明示されていない場合には事業の実施に支障を来さぬよう追加的R/Dの作成又は変更措置をとることとする（既に作成されているR/Dで読める場合は本措置は不要）。
- (3) プロジェクト基盤整備実施要綱（最終改正昭和54年7月2日国協達第33号）及び中堅技術者養成協力事業実施要綱（昭和54年5月15日国協達第21号）に基づき海外事務所長（海外事務所長が存在しない国にあっては当該プロジェクト専門家。）は総裁に対してローカルコスト負担事業の申請を行う。申請にあたっては申請書に(ア)相手国実施機関の要望書 (イ)対象となる事業計画書（工事を内容とするものにあたっては工事設計書） (ウ)概算経費見積書及び (エ)その他総裁が必要と認める書類を添付する。

備 考

- (1) 以上のごとく外務省が在外公館を通じて口上書の交換を行い、従来どおり JICA が実施に関する手続を行う。両者の手続の開始は予算又は実施計画確定後、同時に進められることとなろうが、両者は分離された行為であって、並行的に進められるものである。
- (2) 同一国に 2 件以上の予算が認められた場合でも、1 件毎に国際約束が行われる。なお、中堅技術者養成対策費案件のように支出が多年度に亘るものについては、口上書の交換は会計年度毎に当該会計年度の支出について行われる。
- (3) JICA は手続完了後、海外事務所が関係工事の契約主体となって発注又は委託することとなるが、工事の契約にあたっては前以って口上書の交換が完了していなければならない。
- (4) 当該事業について翌債措置を講じたプロジェクトは 2 か年度に亘って実施することとなるが、工事の契約を前年度に締結している場合は、翌年度に当該工事に関する口上書の交換は行わない。
- (5) 追加的 R/D の作成又は変更措置は JICA 本部にて関係機関との協議を経て案を作成する。海外事務所長（海外事務所長が存在しない国にあつては当該プロジェクト専門家。）は追加又は変更 R/D 案に基づき相手国実施機関と協議のうえ R/D を締結する。
- (6) 上記の措置は昭和 54 年度事業から適用する。

### 3. 実施地区の概要

#### 昭和56年度 プロジェクト基盤整備事業

プロジェクト名 (協力期間)	工事名 主要工事内容	事業費 (千円)	工期	備考(申請理由等)
(モデル) タイ カセサート大学研究協力計画 (55.4.10～60.4.9)	野菜種子生産ほ場整備 工事 農道 4,190 m 水源施設 1式 暗キヨ排水 2,590 m 排水路 790 m 用水路 m ほ場造成 2 ha	( )は請負額 23,600 (2,127千バツ)	56.6.23 ～56.11.4	プロジェクトの野菜種子生産ほ場予定地に対して、用水源手当を含む、ほ場整備を行う。
タイ カセサート大学農業普及・機械化計画 (56.7.1～61.6.30)	土壌槽建設工事 土壌槽 1m×2基 格納庫 m <sup>2</sup> 上屋 1式	14,000 (1,390千バツ)	56.12.26 ～57.3.24	プロジェクトの農業機械分野の試験施設としての土壌槽を建設する。 機材供与事業にてレール、ラーク別途購送
インドネシア 中堅技術者養成計画 (54.3.29～59.3.28)	チヘア地区試験訓練ほ場整備工事 農道 1,274 m 排水路改良 1,533 m 用水路改良 735 m	26,000 (67,500千ピア)	56.9.10 ～57.1.15	プロジェクトのチヘア地区モデル地域農業訓練センター実習ほ場の整備を行う。
タンザニア キリマンジャロ農業開発計画 (53.9.13～57.9.12)	試験ほ場整備Ⅱ期工事 水源施設 1式 用水路 1,910 m 排水路 1,410 m 農道 1,120 m 水田造成 2.4 ha 畑造成 7.2 ha (昭和55年度分含)	14,470 (14,470千円)	56.6.20 ～56.10.19	昨年度の試験ほ場整備工事23,180千円と併せプロジェクトの試験ほ場を整備する。 供与機材の有効利用(重機械等)を行い昨年度分と併せ本部契約(37,200千円)とした。
エジプト 米作機械化計画 (56.8.18～61.8.17)	カリン地区試験ほ場整備工事 農道改良 849 m 排水路改良 645 m 用水路改良 384 m	9,000 (27,726ポンド)	57.3.25 ～57.5.22	プロジェクトの暫定試験地としてのカリン地区普及農場を必要最小限試験地の機能を有するほ場に整備する。

プロジェクト名 (協力期間)	工事名 主要工事内容	事業費 (千円)	工期	備考(申請理由等)
フィジー 水産養殖計画 (56.11.18~60.3.31)	整地工 3.96 ha 水産試験場取水施設工事 取水工 1式 導水路 300m 貯水槽 250m <sup>3</sup> 動力設備工 1式	24,940	57年度繰越	57年度繰越 ナンドロロウロウ水産試験場の水源は水質水量共に不十分であり、新たな水源をレワ川から導水するための取水施設工事を行う。
合計	6件	112,010		
(パイロット) タンザニア キリマンジャロ農業開発計画 (53.9.13~57.9.12)	パイロットファーム建設工事 農道 5,040m 用水路 4,160m 排水路 6,000m 水田造成 9ha 畑造成 30ha	59,600 (59,000千円)	56.10.23 ~57.3.23	トライアルファームで実証された栽培技術等を周辺の農家へ普及するため、チェケレニ地区に約40ha(全体90ha)のパイロットファームを建設する。供与機材の有効利用(重機材等)を行い本部契約とした。
インドネシア 南スマトラ森林造成計画 (54.4.12~59.4.11)	パイロットインフラ整備事業 林道 1式 モデル林 1式 アグロフォレストリー用機材 1式	55,295	57年度繰越	地域住民参加によるアグロフォレストリー実施のためアグロフォレストリー計画地域440haのインフラ整備、及び40haのアグロフォレストリー試験造林地の整備を行う。
合計	2件	114,895		

昭和55年度 プロジェクト基盤整備事業

プロジェクト名 (協力期間)	工事名 主要工事内容	事業費 (千円)	工期	備考(申請理由等)
(モデル) バングラデシュ 農業普及計画 (50.3.14～58.10.12)	コミュニティー・セン ター付属農場整備工事 (3地区) 揚水機場 3箇所 ほ場整備 1.75ha 用水路 970ha 排水路 560m	( )は請負額 17,000	55.10.16 ～56.1.31	
パラグアイ 農業開発計画 (54.3.16～59.3.15)	CRIA試験場及びC EMA実習ほ場整備工 事(2地区) (CRIA) ほ場整備 10ha 道路 3,490m 管路 $\phi$ 100 ～50% 1,682m 揚水機場 1式 (CEMA) 整地 10ha 道路 1,270m	17,085 (8,060千ガラニー)	55.11.3 ～56.2.21	
インドネシア 中堅技術者養成計画 (54.3.29～59.3.28)	バタンカルク農業訓練 センターほ場整備工事 揚水機場 1式 導水路 400m 用水路 1,075m 排水路 1,711m 道路 1,103m	17,000 (48,100チルピア)	56.10.22 ～57.3.10	
タンザニア キリマンジャロ農業開発計画 (53.9.13～53.9.12)	試験圃場整備工事 揚水機場 1式 用水路 1,910m 排水路 1,410m 農道 1,120m 水田造成 2.4ha 畑造成 7.2ha (昭和56年度分含)	23,180 (22730千円)	56.6.20 ～56.10.19	

プロジェクト名 協力期間	工事名・主要工事内容	事 事 費 (千円)	工 期	備 考 (申請理由等)
ネパール ジャナカプール農業開発計画 (46.11.26~57.11.6)	地下水かんがい施設整備計画 (5地区) 浅井戸 4箇所 深井戸改修 1箇所 用水路 5Km 道路改修 1式	( )は請負額 13,015 (540千ルピー)	56.1.1 ~ 56.5.25	
ブラジル サンパウロ林業研究協力計画 (54.4.1~59.3.31)	森林水文研究施設 量水試験施設 1基 地表流出試験施設 1基 水分収支試験施設 1基 その他関連施設	20,000 (8,074千 クルゼイロ)	56.3.1 ~ 57.1.29	
チリ 水産養殖計画 (54.10.2~59.10.1)	ふ化場建設工事 集配水槽 1基 養魚池 2面 養魚池上屋 1棟 円型飼育池 1面	20,364 (3,652千ペソ)	56.6.5 ~ 56.10.2	
合 計	7 件	127,644		
(パイロット) タイ かんがい農業開発計画 (52.4.8~57.4.7)	メクロン地区ほ場整備 工事 ほ場整備 200ha	52,000		
フィリピン パンタバンガン森林造成計画 (51.6.18~62.7.23) (5	アグロフォレストリー 基盤整備工事 林地耕耘 127ha 林 道 5.6Km 作 業 道 10Km 防火監視塔 1基 防火水槽 4基 貯水ダム 1基	53,000 (1,706千ペソ)	55.10.10 ~ 57.1.29	
合 計	2 件			

(昭和52年度～昭和54年度) プロジェクト基盤整備事業

年度	国名	プロジェクト名	工事名	主要工事内容	事業費(千円)	備考
1 モデルインフラ整備事業						
52	タイ	かんがい農業開発	試験訓練 ほ場整備	6.5 ha	千円 25,000	
"	フィリピン	カガヤン農業開発	"	3.1 ha	20,500	
"	"	パンタバンガン森林造成	苗畑及び 採種園造成	苗畑 4.4 ha 採種園 6 ha	20,000	
"	インドネシア	養蚕開発	桑園造成	4 ha	20,000	
"	バングラデシュ	園芸研究協力	試験ほ場造成	5 ha	15,500	
"	マレーシア	水管理訓練計画	デモンストレーショ ンファーム整備	4.6 ha	19,000	
	小計				120,000	
53	タイ	かんがい農業開発	試験訓練 ほ場整備	水田 4.7 ha 畑 2.8 ha	26,500	
"	マレーシア	水管理訓練計画	デモンストレーショ ンファーム整備第Ⅱ期	貯水池築堤 577m 用排兼用機場 1式	20,000	
"	フィリピン	パンタバンガン森林造成	林道 防火施設工	5 Km 2 Km	25,155	
"	ビルマ	アラカン林業開発	林道建設	4 Km	22,000	
"	インドネシア	ジャワ山岳林開発	林道建設	1 Km	16,600	
	小計				110,255	
54	インドネシア	南スラウェシ農業開発	試験ほ場造成	柑橘園 3.6 ha 林業苗畑 1.1 ha	26,500	
"	マダガスカル	北部畜産開発	飲料水施設造成	土堰堤 132m	15,658	
"	インドネシア	浅海養殖	養殖試験池 水槽造成	1.0 ha 620m <sup>3</sup>	16,154	
"	"	南スマトラ森林造成	林道建設 畑造成	1.5km 1.2 ha	20,200	
"	パラグアイ	林業開発	苗木畑道 建設	1.5 ha 2.4km	20,962	
	小計				99,474	
合計					329,729	
2 パイロットインフラ整備事業						
54	タイ	かんがい農業開発	ほ場造成	50 ha	44,000	
	小計				44,000	



## 第Ⅲ章 応急対策事業

### 1. 応急対策費の取扱いについて

昭和50年3月20日

通 達 第 12 号

各 部 室 長

総 裁

#### 応急対策費の取扱いについて

農業協力事業の円滑な実施を図るため、昭和49年度より農業協力事業費に応急対策費が計上されたことにかんがみ、本経費の支給等に関し、必要な事項を下記のとおり定める。

なお、本通達は、おって現地業務費の支給に関する基準（昭和47年海技協達第21号）に整理することとする。

#### 記

1. （定義） 応急対策費とは、農業協力事業の運営に必要な経費のうち、相手国政府が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難な緊急を要する工事費で、別表に掲げる使途に当てる経費をいう。
2. （申請） 現地業務費管理者（現地業務費の支給に関する基準（昭和47年海技協達21号。以下「基準」という。）第6条に規定する者をいう。以下同じ。）は応急対策費の支出につき事業団が認定するに必要な当該工事の設計書、経費概算見積書等の書類を添えて事業団に申請しなければならぬ。
3. （支給） 事業団は、現地業務費管理者の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる経費を支給する。  
経費は、基準第6条に規定する銀行口座に送金するものとする。
4. （実施） 現地業務費管理者は、工事を実施しようとするときは、事前に相手国政府の当該農業協力事業の責任者の承認書を取付けなければならない。  
工事の実施に当たっては、契約の締結等必要な手続きにより、支出の適正を図るとともに、当該工事の実施設計書、工事施行に係る契約書、経費の支出を示す証拠書類等を保管するものとする。
5. （会計事務処理） 応急対策費の会計事務の取扱いは次の各号の定めるところによる。

- (1) 帳簿 現地業務費管理者は、基準別紙様式第1の例による帳簿を備え、その受け払いを明らかにしておかなければならない。
- (2) 受け払い報告 現地業務費管理者は基準別紙様式第2の例による報告書を作成し、当該工事の終了後（工事が翌年度以降にわたる場合は、当該事業年度末）証拠書類を添付し、事業団に報告しなければならない。
- (3) 会計事務の引継ぎ 現地業務費管理者は、業務の交替がある場合は、基準第8条第4号の規定の例により、後任者に引き継がなければならない。
- (4) 精算 現地業務費管理者は、支給された応急対策費に残余を生じたときは、速やかに返納しなければならない。

附 則

応急対策費の取扱いについて（昭和49年通達第14号）は、廃止する。

別 表

支 出 費 目	費 目 解 説
応 急 対 策 費	<p>現地における農業協力事業の運営に必要な圃場、道路、かんがい排水施設及びその他事業に附帯する施設の緊急な復旧等を図るための工事に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 破損の補修及び防止工事に要する経費を整理する。</p> <p>(2) 農業協力事業の進行阻害要因を除去するための臨時の工事（仮設水路工事等）に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 機材の防護のために必要な工事に要する経費を整理する。</p>

2. 応急対策費の申請

応急対策費申請理由書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

部長殿

事務所長  
氏名 印

(1) プロジェクト名

(2) 工 事 名

(3) 工 事 費

(4) 工 事 内 容

A) 工 事 概 要

B) 工 事 数 量

C) 工 期 昭和 年 月 日～昭和 年 月 日 日間

(5) 申請の背景

A) 応急工事の必要性

B) 応急工事の発生原因

C) その他(具体的に)

(通達第12号別表の該当番号は必ず記入のこと。)



当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考

当り単価表

一金

(単価番号 号)

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	備 考

### 3. 実施地区の概要

#### 1) 昭和56年度農林業協力費，応急対策費実施計画案

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備 考
1. タイ 雑草研究協力計画	給水施設改修整備工事 井戸ボーリング70フィート 揚水管改修 1式 導水管改修 1式	千円 520	本格的な共同研究を行うために給水施設を改修する
2. タイ かんがい農業開発計画	浄水槽等設置工事 浄水槽設置工事 1式 ライスミル配電工事1式	2,031	供与機材として購送された浄水槽とライスミルへの配電工事を実施する。
3. フィリピン カガヤン農業開発計画	排水路改修工事 排水路改修 340m 沈砂施設改修 1式	2,495	付属農場の排水路を拡巾するとともに用水施設の維持管理のための沈砂施設を改修する。
4. インドネシア 養蚕開発計画	用水路改修工事 護岸補強工事 60m 承水路設置 120m アンカーブロック補強1式 給水栓補強 16箇所	2,496	用水供給施設の一部が侵食等により破損の恐れがあるため防止補強工事を行う。
5. インドネシア 南スマトラ森林造成計画	貯水池改修及び林道橋改修工事 貯水池改修 (鉄筋コンクリート 14m <sup>2</sup> ) 簡易橋梁 2橋	2,416	苗畑及び飲雑用水用貯水池を改修するとともに暗渠2箇所を簡易橋梁とする。
6. タイ 家畜衛生改善計画	動物検定施設整備工事 免疫豚舎整備 1式 牛舎引込施設 1式 汚水槽増設 1式	763	豚ワクチンの生産増大に伴ない防疫用間仕切りを行うとともに牛の検定牛舎への積卸し台を設ける。また豚舎の排水貯留水槽の増設を行う。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
7. バングラデシュ 農業普及計画	機材庫補修工事 機材庫補修 1式	千円 2,167	供与機材, 車輛等の倉庫の老朽化が激しいため補強する。
8. インドネシア 浅海養殖計画	1) 棧橋災害復旧工事 棧橋復旧 15m	1,523	強風と波浪のため棧橋の突端部が被災したため復旧する。
	2) 水槽上屋設置工事 上屋工 190m <sup>2</sup> その他 1式	1,802	養殖試験池水槽の水温上昇, 降雨に伴う塩分濃度の変化等気象による変化軽減のため上屋を設ける。
	計	3,325	
9. インドネシア ボゴール農大農産加工計画	パイロットプラント補修工事 屋内断熱工事 220m <sup>2</sup> 食油冷却汚水処理槽 1式	1,316	品質管理, 微生物実験研究及び供与した精密機器の運転保守のために必要な断熱工事を行うとともに排水中の浮遊性固形物を除去するための汚水槽を設置する。
10. タイ かんがい農業開発計画	パイロットファーム(161) 仮設ポンプ場設置工事 吐出水槽 1式 道路横断工 1式	1,397	メクロンパイロットファームの乾期作を行うに必要な用水を確保するためのポンプ場を設ける。
11. インドネシア ジャワ山岳林収穫技術協力計画	格納庫建設工事 格納庫 195m <sup>2</sup>	1,840	供与機材の損耗及び盗難防止のための格納庫を設ける。
12. バングラデシュ 園芸研究協力計画	試験ほ場排水改良工事 排水路改修 1式 排水池 1箇所	2,494	苗木の植付予定地である第2試験ほ場の冠水防止のため排水路の改修及び排水池の整備を行う。
13. チリ 水産養殖計画	取水工護岸工事 護岸工 長=5.50m	885	洪水により浸食された養殖槽取水工左岸部の護岸工事を行う。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
		千円	
14. インドネシア 南スマトラ森林造成計画	防護柵設置工事 防護柵 1,405 m	2,038	プロジェクトの苗畑(10ha)を害獣による被害から防止するための防護柵を設ける。
15. フィリピン パンタバンガン森林造成計画	林道橋災害復旧工事 越流橋 2箇所 護岸工 $\ell=14m$	1,960	台風に伴う集中豪雨により損壊した橋梁(越流橋)2箇所、護岸工1箇所を復旧する。
16. マレーシア 水管理訓練計画	貯水池堤防補修工事 堤体盛土 1,450 $m^3$	4,664	デモファーム用貯水池の法面が雨水と洪水による影響で浸食が促進され破堤の恐れが生じているため、ゼイ弱化した堤体法面を盛土(置換)強化する。
17. タイ かんがい農業開発計画	1) ラットフェンス設置工事 メクロン地区 4,000 m チャオピア地区 1,290 m のラットフェンス材購入	2,331	メクロン、チャオピア両地区のトライアルファーム内への野ネズミ侵入を防止するため、トライアルファーム周辺に野ネズミ侵入防止工を行う。
	2) 農道舗装工事 幹線農道 325 m 支線農道 932 m のラテライト523 $m^3$ の購入	1,302	チャオピア地区のトライアルファーム内の農道は重粘土のため雨期の車輛通行は困難となるのでラテライト舗装を行う。
	計	3,633	
合計	19件	36,440	(参考)昭和56年度予算額 43,732千円



2) 昭和55年度農林業協力費応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. バングラデシュ 農業普及計画	CERDI本館鉄格子取付工事 鉄格子取付 21箇所	千円 1,000	本館の盗難防止のため供与機材、事務機器等の収納されている実験室、研究室及び印刷室等に鉄格子を取り付ける。
2. タイ かんがい農業開発計画	メクロン地区トライアルファーム井戸堀削工事 井戸堀削 49m 口径 Ø 100%	2,400	トライアルファームの用水確保が困難になりつつあるため、今後の乾季培栽に支障を来す恐れがある。 (2~3年後)河川流量が安定すると考えられるがこの水量不足を解決するために早急に井戸堀削を行う。
3. インドネシア 養蚕開発計画	桑園原蚕飼育 施設給水工事 井戸堀削 80m+120m 口径 Ø 200%	2,250 ①2,250	伏流水の取水が困難となり、原蚕飼育に必要な用水の確保ができなため、深井戸工事を実施し、必要水の確保を図る。
	計	4,500	
4. インドネシア 南スマトラ森林造成計画	ポット作業舎応急建設工事 上屋建設 1棟 304㎡	2,090	200haの試植林造成のため40万本の養苗作業を行うこととしているが養苗はポット作業システムにより水分管理に十分なる注意を払う必要がある。このためポット作業舎を緊急に建設し養苗作業に備えるものである。
5. ネパール ジャナカプール農業開発計画	IAP地区幹線道路路盤工事 敷砂利 4,400m	2,350	ネパール側はI・A・P地区の幹線道路路床工事を完了したが路盤工事が未実施であったため降雨によって路床が泥沼化し、通行に支障を来している。このため路盤工事を実施する。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
6. バングラデシュ 園芸研究協力計画	収納倉庫仮設工事 1 棟 51 m <sup>2</sup>	千円 1,600	ジャインティアプール支場で実施する柑橘の試験研究に必要な資機材及び農機具を収納する倉庫を仮設し、供与機材等の防護を図る。
7. ウルグアイ 野菜研究協力計画	野菜調査室改修工事 仕 切 壁 58 m <sup>2</sup> 他	670	野菜調査室として利用している機械作業場を改修し、量質ともに増大した供与機材を機能的に配置し、増大しつつある試験研究項目に対応する。
8. マレーシア 水管理訓練計画	供与機材収納庫仮設工事 1 棟 56 m <sup>2</sup>	750	供与機材を収納すべき倉庫がないため、応急的に木造納屋を仮設し、機材を防護する。
9. フィリピン パンタバンガン森林造成 計画	パーセルII及びIIIアクセス 道路災害復旧工事 越 流 橋 4 箇所	2,100	パーセルII及びIIIに通ずるアクセス道路の内、集中豪雨のため破壊された天然河床路4箇所を改修する。
10. チリ 水産養殖計画	エンセナダ・バハ孵化場用水 取水工事 取 水 口 工 1 式 導 水 路 工 79 m	1,900	鮭の卵を孵化及び養殖するエンセナダ・バハ孵化場に不可欠な清澄水を確保するため、応急的に取水口、及び導水路を設置する。
11. タイ かんがい農業開発計画	1) メクロン/61パイロット ファーム仮設ポンプ及び 仮堰工事 1 R水路仮堰工 1 式 吐 出 水 槽 1 式  2) メクロン仮設穀類乾燥施設 工事 木 造 建 屋 亜鉛鉄板屋根 面積 48 m <sup>2</sup> (6 m × 8 m) 計	2,266  2,402  4,668	メクロン/61地区の乾季の必要水量の確保が困難なため仮堰を建設するとともに吐出水槽を設置する。  乾燥施設の建設までの間、収穫した稲の乾燥を行う仮設乾燥施設を設置する。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
12. タイ 家畜衛生改善計画	1) 発電機及び資機材収容舎建設工事 1 棟 54 m <sup>2</sup>	2,049	発電機及び発電機操作を必要とする諸資材の収容施設を建設することによって発電機等を雨、風、湿気及び盗難から防護する。
	2) 浄水装置設置工事 浄水装置土台工事 1 式 配管埋設工事 1 式	2,089	供与済みの浄水装置の設置が遅れているため事業の円滑なる運営に支障を来すおそれがあるため設置工事を行う。
	計	4,138	
13. インドネシア 南スマトラ森林造成計画	応急仮設物品、車輛格納庫建設工事 1 棟 160 m <sup>2</sup>	2,017	機材、車輛を分散又は露天に存置し、使用しているため機材防護に必要な最小限の倉庫を建設する。
14. フィリピン パンタバンガン森林造成計画	パーセルII サンミゲル林道路体強化工事 路盤工 1,000 m 練石積工他 1 式	1,991	7月21日の台風による豪雨のため、パーセルIIのサンミゲル林道路は大型運搬車輛の通行が不能となった。よって林道の復旧及び路体強化工事を実施する。
15. バングラデシュ 園芸研究協力計画	ジャバラハウス建設工事 1 棟 250 m <sup>2</sup>	644	54年度に供与されたジャバラハウスの建設費の一部が相手国側において予算措置が講じられたので、不足分の基礎工事費を負担する。機材収納庫を確保し機材の防護を図る。
16. フィリピン パンタバンガン森林造成計画	パーセルIII アクセス林道災害復旧工事 路盤工 1,000 m その他 1 式	2,000	11月の大型台風によりパーセルIIIへのアクセス林道が破壊され、車輛通行が不能となった。昭和56年2月から開始される101及び102林班におけるパイロットインフラ整備事業の作業に支障を来すので災害復旧を図る。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
17. タイ 家畜衛生プロジェクト	1) 家畜病性検査物焼却棟建設 工事(ツンソンセンター) 1棟 75 m <sup>2</sup>	1,536	検査物件の増加に伴ない、焼却炉が不足状態にあるため、タイ側にて焼却炉の増設に対して予算措置が講ぜられたが焼却棟の建設費が不足している。このため焼却棟の建設を実施する。
	2) 実験動物用資機材収容舎建設 工事(バクチョンセンター) 1棟 84 m <sup>2</sup>	2,400	実験用資機材の収容場所が不足しているため、実験用動物収容舎にまで機材を収納している状態にあり、研究、検定に支障を来しているためこれらの収容舎を建設する。
	計	3,936	
18. インドネシア 南スマトラ森林造成計画	1) 屋外配線工事 ケーブル 2,316 m 電柱 17本 配電盤 8面	2,500	供与機材である発電機から事務所、倉庫等への屋外配線を行う。
	2) 取付道整備その他工事 取付道 149 m	2,478	既設苗畑への取付道路を整備するとともに4,000 m <sup>2</sup> を整地する。
	計	4,978	
19. タイ かんがい農業開発計画	屋外配電配水工事 屋外配電 300 m 配水 80 m 水槽台 1式	506	チャオピアパイロット地区に係る事務所の電気給水等の施設を整備する。
合計	合計 23件	44,238	(参考) 昭和55年度予算額 39,389千円

3) 昭和54年度農林業協力費、応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. ビルマ 畜産開発計画	畜舎給水施設工事 ポンプ据付 3台 配管工事等 1式	千円 2,200	10マイル農場内の完成した2棟の養豚舎に給水設備を設置し、前年度導入した種豚に必要な水を緊急に確保する。
2. バングラデシュ 農業普及計画	農業機械訓練棟等 ドア補修工事 シャッター・ドア44箇所	2,110	本年4月に来襲したサイクロンにより、シャッター・ドアが破損し開閉不能となったままである。このため供与機材等の盗難、破損の恐れがあるので緊急に修理する必要がある。
3. フィリピン カガヤン農業開発計画	揚水機場護岸工事 練石積 245m <sup>2</sup> 練石積 100m <sup>2</sup>	2,260 ⊕1,000	センターは揚水機場の法面浸食が激しく、今後の洪水により、吸水槽が流失する恐れが生じているため、緊急に護岸工事を実施する。
4. フィリピン バンタバングン森林 造成計画	タリナト林道架橋工事 取付道 400m 架橋 1箇所	2,100	昭和54,55年度に予定している植林地への管理用道路の木橋が本年度雨期に流失した。再度被災の恐れがあるため架橋地点を上流側に移動して緊急に設置する。
5. タイ 家畜衛生改善計画	ツンソン深井戸堀削工事 井戸堀削 70m D12インチ	2,330 ⊕570	センターの井戸は、1977年の干ばつ以降地下水水位が低下し、乾期には取水不可能となっており、プロジェクト活動に重大な支障を来している。このため緊急に深井戸を堀削する。
6. バングラデシュ 農業普及計画	試験は場圍障補修工事 有刺鉄線 780m	1,700	CERDIの試験は場を囲っている有刺鉄線が3月のサイクロンにより破損したためこの復旧を図る。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
7. バラグアイ 林業開発計画	モデルインフラ地区 仮設道路工事 道路 700m	千円 2,000	54年度実施予定のモデルインフラ整備地区への進入道路を工事に先立ち設置する。
8. インドネシア 南スラウェシ地域 農業開発計画	機材収納仮設倉庫工事 2棟, 85m <sup>2</sup> × 2	2,400	エンレカン県及びジェネボンド県で行われるテストパイロットファーム活動に必要な機材仮収納庫を各県に設置する。
9. インドネシア 農業研究協力計画	1) 機材仮収納庫工事 1棟 98m <sup>2</sup>  2) ガラス室給水工事 給水工 1式  計	1,600  900 2,500	供与機材の保管が実験調査室まで占領し研究活動にまで影響を与えているので、別途仮設収納庫を設置する。  ガラス室内のポット試験を行うのに必要とする給水施設を設置する。
10. インドネシア 養蚕開発計画	タナブラング給水施設工事 井戸堀削 50m 配管工 1式	2,400	タナブラングの揚水場は、地下水低下が大きく取水困難となっているため、井戸堀削を行う。
11. フィリピン バンタバンガン 森林造成計画	パーセルIV幹線林道補強工事 敷砂利等 2km	2,000	54年に来襲した台風により損傷した道路路体(敷砂利)を補強する。
12. タイ かんがい農業開発計画	チャオピア地区 用水さく井工事 井戸堀削 90m D6インチ	2,300	チャオピア地区は給水施設がないため、実験用水、飲料水の確保が緊急の課題となっている。このためトリアルファーム内に深井戸を設置する。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
13. タイ 家畜衛生改善計画	タンク及び空調ダクト補強工事 タンク 1基 空調ダクト 2箇所	千円 2,200	水酸化アルミゲルの増産にともない貯蔵タンクを高圧蒸気処理を行えるよう補強する。 また、汚染空気がダクトを通じて無菌室へ浸入することを防止する補修を行う。
14. ネパール ジャナプール 農業開発計画	1) センター内敷地保護工事 ふとん籠 215m 2) IAP地区排水路補修工事 排水路 1,000m 計	1,230 1,890 3,120	7月の豪雨によりプロジェクトセンター敷地が侵食されたためふとん籠にて法面保護を行う。 7月の豪雨によりIAP地区内排水路法面が崩壊したため板柵により復旧する。
合計	16件	33,190	(参考) 昭和54年度予算額 29,667千円

昭和54年度産業開発協力費、応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
タイ とりもろこし産業 開発計画	機材倉庫仮設工事 1棟 200m <sup>2</sup>	千円 2,580	プロジェクトの機材は現在農事試験場の倉庫を借りて収納している。 来年度以降の供与機材分について収納出来なくなっているため応急的に仮倉庫を設置する。

4) 昭和53年度農林業協力費、応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. インドネシア ランボン農業開発計画	1) 排水路改修工事 練石積 1,300m	千円 1,260	センター内試験場内の排水路が、降雨等により崩壊したため、当該崩壊ヶ所の改修を行う。  センター内道路の土質が、ラテライト系粘質土であるため、雨り期間中は泥ねい化し、車輛の通行が不能となる。このためセンター内道路のうち約800mについて碎石敷設を行う。
	2) 道路碎石敷設工事 道路幅 5.50m 延長約 800m 碎石敷厚 10cm	2,420	
	計	3,680	
2. インドネシア 農業研究協力計画	網室建設用地整地及び基礎工事 整地面積 約140m <sup>2</sup> 石積基礎 約10m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート基礎45m <sup>2</sup> 他	1,860	昭和52年度供与機械である軽合金組立網室の設置ヶ所の整備が未着手であるため、網室の組立ができず、研究活動を著しく阻害しており、これがため応急に必要な設置ヶ所の整地及び基礎工事を行う。
3. インドネシア 家畜衛生改善計画	非常警報設備工事	1,300	DICセンター近辺における盗難の多発化に対し、供与機械等の盗難防止に備え、非常警報設備を設置する。
	配管配線等 1式		
4. ネパール ジャナカプール 農業開発計画	1) 護岸補修工事 鉄線ふとん籠工延長約90m	840	集中豪雨によるセンター用地護岸の破損ヶ所を補修する。  集中豪雨による地区内排水路の崩壊ヶ所を補修する。  集中豪雨によるセンター連絡道路の破損ヶ所を補修する。
	2) 排水路補修工事 練石積工 延長約 230m	2,560	
	3) 道路補修工事 土砂切土及び敷均工 延長約 940m	160	
	計	3,560	



プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
5. フィリピン パンタバンガン 森林造成計画	応急林道橋架設工事 木橋2ヶ所 7.0 m 5.0 m 取付道路 約770 m	千円 2,090	台風により地区内林道の河床横断部が崩壊し、雨期期間中、車輛の通行が不能となっているため、応急木橋を架設して通行を確保する。
6. インドネシア 南スラウェシ地域 農業開発計画	1) ジェネボント地区水位計 設置工事 水位計基礎等	2,140	雨期増れにより、破壊された水位計設置ヶ所の基礎等を付替える。
	2) エンレカン地区 "	2,140	
	計	4,280	
7. インドネシア ランボ農業開発計画	農機具倉庫仮設工事 28 m <sup>2</sup> ×5箇所	1,720	ハンドトラクター、動力噴霧機等貸付け農機具の保管倉庫を仮設置する。
8. タイ 家畜衛生改善計画	病原菌散逸防止工事 9箇所	1,390	ウイルスの診断検定の際の病原菌散逸防止のため、既存施設に間仕切等を行う。
9. インドネシア ボゴール農大農産加工 計画	農機具倉庫仮設工事 1棟 124 m <sup>2</sup>	2,000	供与機械の格納のための仮設倉庫を設置する。
10. ブラジル リベイラ河流域農業 開発計画	堤防補修工事 盛土 4,780 m <sup>2</sup>	2,110	付属農場の堤防の一部が沈下し、雨期に洪水被災が発生する恐れが生じたため、沈下部に再盛土を行う。
11. バングラデシュ 園芸研究協力計画	農機具倉庫仮設工事 1棟	2,120	第2は場内での研究活動に必要な農機具の格納倉庫を仮設する。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
12. フィリピン バンタワンガン 森林造成計画	1) ウエスト・タル・タラン 林道災害復旧工事	千円 2,190	台風により破損した林道の復旧工事 を行い、通行を確保する。  台風により破損した林道の復旧工事 を行い通行を確保する。
	路面整地 1,000 m その他 1式		
	2) 中央試植林林道災害 復旧工事	2,050	
	道路補修 2,000 m 側溝 1,200 m		
	計	4,240	
合 計	17件	30,350	(参考)昭和53年度予算額 35,430

昭和53年度産業開発協力費、応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
タイ ともろこし産業 開発計画	センター内道路応急整備工事 ℓ=200m	千円 4,669	

5) 昭和52年度農林業協力費，応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. ブラジル		千円	
リベイラ河流域農業開発計画	応急用水対策工事 水路 150m ポンプ口径 150mm 1ヶ所	1,500	開発センター内，新規造成は場の用水施設が未完成であるため，今期水稲作が実施不能な状況にあり，これに対し，応急水路，ポンプを設置し，作付を可能ならしめる。
2. インドネシア			
養蚕開発計画	桑園エロージョン防止工事 運土量 15,000m <sup>3</sup>	2,600	新規造成桑園における土壌流亡を防止するため，傾斜の緩和等の土工事を行う。
3. タイ			
養蚕開発計画	1) 製糸及び試験用給水施設改良工事 タンク容量 60m <sup>3</sup> パイプ口径 3インチ 240m 2) 試験用冷蔵施設修理工事 施設修理 30m <sup>2</sup>	1,490 180	センター内水道の水質不良(高硬度)による製糸用ボイラー及び試験用給水管の機能障害を除去するため，雨水貯蔵タンクの設置及びパイプの付替を行う。 白アリの被害による蚕種保護用冷蔵施設の天井及び床の損傷ヶ所を修理する。
	計	1,670	
4. バングラデシュ			
農業普及計画	溜池改修工事 堤防改修 900m 堤高 1.8m 天端幅 3m 盛土量 2,500m <sup>3</sup>	2,490	1977年8月の集中豪雨により，CERDIは場内にあるかんがい用溜池が崩壊し，利用不能の状態にあり，これを応急的に改修し，用水の確保をはかる。
5. インドネシア			
ランボン農業開発計画	発電施設応急修理工事 発電機及びコンプレッサーのオイル交換他	1,160	1978年1月の落雷による発電施設の故障箇所の修理を行い，研究活動の支障を除去せしめる。

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
6. マレーシア 水管理訓練計画	湛水防止堤防工事 堤防 1,000 m 堤高 2.5 m 天端幅 2.0 m	千円 4,000	水管理訓練センターに附属して設置されるデモンストレーション・フレームの建設地点周辺に湛水防止堤防を設置し、雨期における同フレームの建設を可能ならしめる。
合 計	7 件	13,412	(参考) 昭和52年度予算額 28,052千円

昭和52年度(開発技術協力)産業開発協力費, 応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
フィリピン バンタパンガン 森林造成計画	モデル苗畑復旧工事	千円 1,580	
タイ ともろとし産業 開発計画	井戸付替工事	2,596	
合 計	2 件	4,176	

6) 昭和51年度農業協力費，応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. ラオス タゴン農業開発計画	揚水ポンプ修理及び据付工事 揚水ポンプモーター1台の分解修理及びポンプ2台の据付等	千円 2,400	故障ポンプの修理・復旧(取替え部機は別途措置済)
2. タイ 養蚕開発計画	蚕具類等収納仮設建物工事 トタン葺建物 18 m <sup>2</sup>	272	季節外に使用しない蚕具類を一時的に保管する収納仮設建物の設置
3. ネパール 農業開発計画	橋梁災害復旧工事 橋長35.0m 幅員4.0m	1,900	豪雨により流出した橋梁の応急架設
4. タンザニア キリマンジャロ農業開発計画	道路補修工事 延長15.0m, 幅員4.0m	540	雨期に通行が困難となる河川横断部の道路路床, 路盤の補修・
5. ブラジル リバイラ河流域農業開発計画	1) 築堤補修工事 堤防補修 100m 2) 工事用道路補修工事 道路補修 120m 計	1,307 800 2,107	集中豪雨による築堤の崩壊ヶ所の補修 集中豪雨による工事用道路の破損ヶ所の補修
6. バングラデシュ 農業開発計画	仮排水溝堀削工事 排水路 800m	1,970	試験ほ場の雨期のたん水障害を除去するため, 応急排水溝を堀削
7. インドネシア ランボン農業開発計画	1) 倉庫補修工事 波板取替え 25 m <sup>2</sup> 塗装 647 m <sup>2</sup> 2) 農道補修工事 農道盛土 83 m <sup>3</sup> 暗渠 3箇所 3) 防護柵補修工事 防護柵改修 160m 計	502 1,027 983 2,512	プレハブ倉庫の腐食部分の修理 雨期に通行困難となる排水溝横断部の農道補修 既設防護柵の破損ヶ所の改修

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
8. バングラデシュ 農業開発計画	農機具等収納仮設建物工事 波板トタン葺平屋建 レンガ積側壁 175 m <sup>2</sup>	千円 2,625	供与した農機具等を一時的に収納する仮設建物の設置
9. フィリピン カガヤン農業開発計画	農機具等収納仮設建物工事 波板トタン葺平屋建 200 m <sup>2</sup>	2,329	供与した農機具等を一時的に収納する仮設建物の設置
10. ブラジル リベイラ河流域農業開発計画	1) 搬入道路等補修工事 補修盛土 900 m <sup>3</sup> 敷砂利 325 m <sup>3</sup> 2) 工事用道路補修箇所敷砂利工事 敷砂利 72 m <sup>3</sup> 計	1,538  400  1,938	集中豪雨による搬入道路及びそれに付帯するモータープールの崩壊箇所の補修 第一期分で措置した工事用道路補修工事の施工箇所の路面保全のための敷砂利
11. タンザニア キリマンジャロ農業開発計画	用水路付替工事 用水路 74 m	1,500	用水の安定確保が困難な老朽及び破損用水路の代替としての応急付替水路の設置
合計	15件	20,093	(参考) 昭和51年度予算額 20,094千円

7) 昭和50年度農業協力費、応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. インドネシア		千円	
ランボン農業開発計画	1) 畑場進入路補修工事 補修 100m	840	倉庫と畑場の砂利敷、泥沼化したための排水盛土工事
	2) 重機械等置場及び附帯 敷地 875m <sup>2</sup>	1,439	
	計	2,279	
2. ラオス			
タゴン農業開発計画	1) 幹線用水路堀削工事 土量 2,500m <sup>3</sup>	250	水害による崩壊、埋没ヶ所の復旧、
	2) 支線用水路堀削工事 土量 2,000m <sup>3</sup>	180	"
	3) 農道の盛土工事 土量 2,800m <sup>3</sup>	500	水害による崩壊ヶ所の復旧
	4) 排水路の堀削工事 土量 4,000m <sup>3</sup>	400	" 埋没ヶ所の復旧
	5) 橋梁の補修工事 復旧 10箇所	1,200	" 小規模橋梁の破損箇所の
	計	2,530	
3. タイ			
養蚕開発計画	1) 製糸用機械収納庫仮設工事 1棟 16m <sup>2</sup>	256	製糸場完成までの間のトタンぶき仮設収納庫
	2) 桑園低湿地盛土工事 土量 70m <sup>3</sup>	153	周辺残土の利用による客土
	3) 蚕室等補修工事 1,500m <sup>2</sup>	1,000	センター内蚕室等の壁等損傷部分の補修
	計	1,409	
4. ネパール			
ジャナカプール農業開発計画	1) アウリ河護岸復旧工事 蛇籠 64m	2,500	豪雨に伴う流れによる護岸の破損ヶ所の復旧
	2) 連絡道路橋災害復旧工事 1式	766	豪雨に伴う流れによる橋梁取付部の土留壁の破損ヶ所(8.0m)及び曲線河道(30m)の改修
	計	3,266	
5. タイ			
養蚕開発計画	蚕具類等収納仮設建物工事 1棟 60m <sup>2</sup>	500	季節外に、使用しない蚕具類を一時的に保管するトタン葺仮設建物の設置

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
6. タンザニア キリマンジャロ農業開発 計画	農機具等収納仮設建物工事 1棟 130㎡	千円 1,950	現在までに供与した農機具、車輛等 を一時的に収納する木造トタン葺仮 設建物の設置
7. ラオス タゴン農業開発計画	堤防保護工事 130㎡	366	高水による漸次崩壊並にパイロット 地区内の災害を未然防止するための、 堤防のエロージョン防止工事
合計	15件	6,082	(参考) 昭和50年度予算額 12,300千円



8) 昭和49年度農業協力費，応急対策費実施計画書

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
1. ラオス タゴン農業開発計画	農機具倉庫屋根応急補修工事 屋根面積 200 m <sup>2</sup>	千円 1,100	集中豪雨により災害を受けた農機具等の格納倉庫の雨漏り防止。
2. インドネシア ダジュム農業開発計画	1) 試験ほ場用排水路漏水防止工事 水路 1,000 m 2) 用排水路漏水防止工事 水路 200 m 計	1,439 1,150 2,589	試験ほ場(1 ha)の用排水路のネズミ孔による漏水防止ライニング パイロット地区内用排水路のネズミ孔による漏水防止ライニング
3. ネパール 農業開発計画	1) プロジェクトセンター 用地保護工事 補強護岸長 135 m 2) 連絡道路災害復旧工事 復旧道路長 60 m 計	1,998 400 2,438	河川洪水の崩壊によるセンター用地の緊急護岸補強 洪水崩壊によるセンターと国道間の連絡道の部分的復旧
4. タイ 養蚕開発計画	1) ほ場内かんがい施設等 災害復旧工事 水路長 450 m 農道 2,000 m その他 1式 2) 製糸機械用雨水槽補修工事 タンクの規模 5m×3m×2m, 20 t用 計	600 653 1,253	構内ほ場用のかんがい用パイプ，タンク，ヤグラ及び農道の部分的災害復旧 研究，訓練用製糸機械の効率的運転のため，用水貯水タンクの補修
5. スリランカ デワフワ農業開発計画	幹線水路始点護岸災害復旧工事 水路長 35 m	2,420	かんがい用水の確保のためダム直下流の洗掘された幹線水路の護岸

プロジェクト名	工事名(内容)	金額	備考
6. インド ダндаカラニヤ 農業開発計画	1) 村落共同ほ場内用排水路 災害復旧工事 ほ場面積 105 エーカー	千円 1,000	共同ほ場の復旧整備による近代農業 技術の効率的普及訓練のため、ほ場 内流亡用排水路の災害復旧 大型農業機械、車輛等の効率的運行 のため地区内被災農道の部分的復旧
	2) 地区内農道災害復旧工事 農道長 1,500 m	720	
	計	1,720	
7. インドネシア ランボン農業開発計画	地区内農道応急補修工事 補修農道長 延 500 m	588	農業機械、建設機械、その他車輛の 運行改良による農機訓練、基盤整備 工事、普及等の効率化のため被災の あった地区内農道の部分的補修
合計	10件	12,108	(参考) 昭和49年度予算額 千円







JICA

11